

医科・歯科点数等 Q & A

(予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料)

Q 1 6月1日から療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」を患者さんから徴収できるようになったが、「予約に基づく診察」とは、どのような場合をいうのか。

A 1 選定療養における「予約に基づく診察」の場合のことをさします。以下の事務連絡をご確認ください。

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」
(事務連絡令和8年5月29日)

【予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料】

問1 療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が追加されたが、これは選定療養における「予約に基づく診察」において、当該診察日の直前に患者都合で予約がキャンセルされた場合に限って、患者から費用の徴収が認められたということか。

(答) そのとおり。